

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成19年度定期監査の結果に関する報告（第1回）に基づき次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

平成20年5月1日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 同 東方 久 男
 同 柿 沼 美 幸
 同 宮 澤 宗 弘

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関	監査の結果	措置の内容
管財課	<p>県機関の建物等に自動販売機を設置することは行政財産の目的外使用に該当するため、設置を許可するときは使用料を徴収することとされている。使用料の算定方法は、設置する場所（土地、建物、工作物）の評価額、面積等に対応したものとなっているが、同一敷地内であっても工作物の下に設置した自動販売機より屋外に設置した自動販売機の方が使用料が高いといった不合理な事例も見受けられる。また、算定方法が煩雑であるので、事務の簡素化、料金設定の明確化等も考慮して、自動販売機1台当たりの使用料を定めるなど、算定方法の見直しを検討すること。</p> <p>また、県に関連する団体等が事務室として行政財産を使用する場合、使用料を減免していることが多いが、受益者負担の適正化の観点から減免の見直しを検討すること。</p> <p>（検討事項）</p>	<p>地方自治法第225条に規定する使用料は当該行政財産の維持管理費又は減価償却費に当てられるべきものと考えられており、目的外使用許可においては県が直接的に使用できなくなる財産価値に応じた対価という観点から、使用料の算定方法を定めている。</p> <p>使用料の算定基礎となる土地及び建物の価額は3年ごとに評価した額を用いており、評価額と面積を入力すれば使用料の額が算出できる計算表を作成するなど、今後も事務の簡素化に留意していく。</p> <p>なお、工作物の下に設置する自動販売機の使用料については、屋外に設置する場合の使用料を下回らないように取扱いを改善した。</p> <p>また、団体事務室の使用許可に当たっては、平成18年度から事務手続きの見直しを行い、毎年、関係課所の長の意見書を徴して使用目的や減免の必要性を明確にすることとし、減免率の変更など、13件の使用料の減免を見直している。</p> <p>今後も受益者負担の適正化という観点と県の業務を補完する団体の公共的・公益的事業への支援の必要性という観点等を勘案し、減免率の見直しなど、引き続き適正な減免のあり方を検討していく。</p>
土木政策課	<p>受注希望型競争入札について、現行制度では、一旦「不調」となった案件は改めて公告手続が必要とされ、契約や工事の完成が遅れている事例が見られる。このため、再度入札に</p>	<p>入札不調の原因を分析し、発注ロットを拡大するなどの対応策をとり、不調案件の縮減に努めている。</p> <p>また、公告期間（公告日から入札書提出日）については、「建設工</p>

	<p>係る期間の短縮化により工事の早期着工を図るとともに、発注機関及び入札参加機関の事務の省力化を図られるよう検討すること。</p> <p>（検討事項）</p>	<p>事に係る受注希望型競争入札実施要領に基づき建設工事で17日以上としているが、今後この期間の短縮を検討する。</p>
土木政策課	<p>長野県建設工事請負人等選定委員会要領では、「管理その他の委託契約に係るもの」のうち30万円以下については審議を要しないが、建設工事の請負契約、測量等の委託業務に係るものなどについては、審議を要しない金額の設定がないため全てが審議対象となっている。建設工事の請負契約、測量等の委託業務に係るものなどについても、一定の条件を設定しその範囲内での審議を不要とするなど、効率化を図ることを検討すること。</p> <p>（検討事項）</p>	<p>建設工事の請負契約、測量等の委託業務に係るものについては、契約の透明性、公平性という観点から金額にかかわらず審議が必要と考える。</p> <p>また、審議対象外とする条件を設けた場合、その都度条件に適合するかの判断が必要になり、効率化につながらないため、審議不要という条件の設定は困難である。</p>
高校教育課	<p>高等学校における建設工事のうち、特に見積額が250万円を超え、随意契約では執行できない工事において、次の2点について検討すること。</p> <p>① 専門技術職員を配置し、集約して業者選定、予定価格の積算、契約事務及び工事監理等を実施すること。</p> <p>② 上記①を前提として、「受注希望型競争入札」等の透明性と競争性のある入札方式を早急に導入すること。</p> <p>（検討事項）</p>	<p>平成20年度から、当面、予定価格が500万円を超える工事について、原則として一般競争入札により発注することとし、必要な設計委託及び工事監理委託についての予算措置をする。</p> <p>また、この実施状況を踏まえ、一般競争入札とする基準額の引き下げについて引き続き検討していく。</p> <p>なお、技術職員の配置及び事務の集約については、予算執行者である学校間における人的措置や組織機能の見直しなど要することから、当面は上記の措置を行うこととし、併せて事務説明会の開催など適正な執行を徹底してまいりたい。</p>
会計課	<p>支出負担行為の事前審査について、平成15年の財務規則の一部改正により、予算執行の必要性、効率性、経済性等について審査するためとして、対象科目の追加及び既存科目の対象範囲の拡大が行われ、審査の時期が規定された。</p> <p>しかし、審査件数の増加により事業担当者及び出納担当者の事務量が增大したほか、ルールどおり運用されていない事例も見受けられ</p>	<p>支出負担行為の事前審査について、抜本的な見直しを行い、財務規則、同運用通達の関係部分について平成20年3月に次のとおり改正した。</p> <p>1 審査対象範囲の見直し</p> <p>事務の効率化・簡素化の観点から事前審査の対象を、「すべてのもの」又は「10万円以上のもの」から「100万円以上のもの」に改める。</p> <p>2 審査時期の見直し</p>

る。また、財務オンラインシステムの導入により予算の確認は容易にできる状況となっていることから、事務の効率化・簡素化も考慮し、事前審査の対象となる支出の種類、金額、内容等の縮小や審査の時期、方法等について抜本的な見直しを検討すること。	より詳細な審査を行うため、補助金等の事前審査時期を「内示のとき」から「交付決定のとき」に改める。 3 審査の着眼点の見直し 出納機関と執行機関の役割を整理し、事前審査の着眼点から「予算執行の必要性」を除く。
--	---

監査委員事務局

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成12年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成20年5月1日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

20病第11号

平成20年（2008年）4月16日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成12年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成13年3月21日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成12年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
県立病院の事業の管理及び財務事務の執行について
- 2 措置の内容等

事 項	監査結果（要旨）	措置の内容
I 事業の管理について		
5 損益管理の観点からみた会計処理	(2) 有形固定資産のみなし償却（意見） 有形固定資産の取得価額から補助金額等を除いた金額を基礎に減価償却費を計算する「みなし償却」を適用せず、財源にかかわらず取得価額の全額を基準に減価償却計算を行うことが望ましい。	「みなし償却」は、自己財源以外の取得財源を帳簿価額から除外するものであり、固定資産の原価を費用に配分する減価償却の本来の趣旨に沿っていると考えており、また、総務省研究会において、「補助金等は減価償却の対象外とする」旨の提言があったため、全部償却については国の

			動向を見極めた上で対応を検討する。
7 情報技術の活用等	(1) 情報システムの有効活用（意見）	病院内のネットワーク化により、各業務を統合した情報システムを構築する場合は、基本的事項を5病院で統一した仕様にすること。	須坂病院、木曽病院及びこども病院については、オーダリングシステム（木曽は電子カルテ）の導入により病院内各業務のネットワーク化が図られている。 なお、今後の情報システム導入に当たっては、可能な限り基本的事項を統一化し、一層の効率化を図る計画であり、駒ヶ根病院及び阿南病院は、将来の改築計画と合わせて検討していく。
II 財務事務の執行について			
1 医事会計業務	(1) 診療収益の処理（指摘）	効率的かつ効果的に診療報酬の請求額を概括的に検証するため、月次の診療行為別の集計結果や患者の自己負担額との整合性を検証すること。	須坂病院、木曽病院及びこども病院は、オーダリングシステム（木曽は電子カルテ）の導入により、様々な集計結果が出力できるようになった。 駒ヶ根病院及び阿南病院も、集計作業を手作業から医事システムによる集計に改善するとともに、医事業務職員が抽出で検査を行い委託業者の事務処理の適正性を検証する体制を整えた。
III おわりに			
2	(意見)	会計制度の改善により真の負担コストが把握できる仕組みを作り、これを積極的に県民に情報公開し、正しい経営情報のもとで県立病院のあり方について議論することが、県立病院に対する県民の信頼を得る道であり、結果として財源の適正配分、有効活用につながると思われる。	退職給与引当金不足などから、真の負担コストを反映した決算等になっていないことについては認識をしているが、現在の経営状況では早急な改善は困難である。 なお、病院のあり方については「行政機構審議会民間協働専門部会」で議論いただいているところであり、その答申を踏まえてあり方を検討していくなかで、将来的に必要なコスト（退職給与引当金等）を含めた収支見直しについて検討する。
4	(意見)	累積欠損金を抱えているが、これは経営の努力不足の結果ももちろんあると思われるが、	「行政機構審議会民間協働専門部会」の答申を踏まえてあり方（地方公営企業法全部摘要、地方独

むしろ負担金が不適切であったことによる部分の方が多いと思われる。累積欠損金と資本金等を相殺し、再スタートを図ることも病院関係者の士気向上のために必要ではないかと考える。

立行政法人化などを検討していくなかで、累積欠損金の取扱についても検討する。

監査委員事務局

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成20年5月1日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 同 東方 久 男
 同 柿 沼 美 幸
 同 宮 澤 宗 弘

20観企第3号

平成20年（2008年）4月14日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成16年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成17年3月17日付けで包括外部監査人安井洸治氏から提出のあった、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
 社団法人信州・長野県観光協会の財務事務の執行について
- 2 措置の内容等

事 項	監査結果（要旨）	措置の内容	
第五 観光振興事業	4 観光振興事業の実施計画の策定について（意見）	観光協会が策定した中期実施計画は、収益事業の実施を前提に策定されたものであるが、その後、収益事業を行わないこととされたため、正式に改定することが必要である。	観光協会の中期実施計画を廃止し、平成20年度から県の「観光立県長野」再興計画を踏まえ、事業を実施する。
		観光振興事業は、県からの補助金、市町村等の負担金及び観光協会の施設事業からの補填額により賅われているが、必要な資金は、観光協会の	施設事業からの補填のあり方、市町村等からの会費徴収復活について検討を進めている。

監査委員事務局

		他の事業から流用されるのではなく、観光振興事業内で完結すべきである。そのための県の適正な財源措置及び市町村等からの負担金をいくらにすべきかを見極める必要がある。	
第六 施設事業	5 事業見直しの検討について（意見）	施設事業を今後とも実施していくに足る合理的な根拠について、観光協会の財源確保を視野に入れた検討が望まれる。	施設事業については、市町村の観光関連施設の整備という一定の成果は達成したものと考えられる。しかし自主財源が不足し、工事に関する専門の職員を配置することが困難な市町村にとっては、メリットも大きい。また、既存施設の改修等に関する要望があることから、地域の観光振興に結びつくものについて、今後も引き続き事業を実施する。
	6 その他検討を要する事項（意見）	施設事業では、「用地事業仮勘定」「商品」にて土地を保有しているが、利活用されているといい難い。販売可能性のある資産については早急に売却の検討をし、販売困難なものについても何らかの処分方法の検討が望まれる。	平成19年度から販売計画を立て、順次売却をしていく。
第七 国民宿舎事業	4 別荘地管理事業及び温泉管理事業及び温泉管理事業の事業見直しの検討について（意見）	別荘地管理事業及び温泉管理事業については、民間企業や地元市町村への事業譲渡が可能か検討が望まれる。	別荘地管理事業については、管理契約の満了ごとに契約解除をしていく。温泉管理事業については、地元市町村への事業譲渡について協議を進めていく。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成20年5月1日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 同 東方 久 男
 同 柿 沼 美 幸
 同 宮 澤 宗 弘
 20生排第49号

平成20年(2008年)4月22日

長野県監査委員 様

長野県知事 村 井 仁

平成17年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成18年3月17日付けで包括外部監査人佐藤武弘氏から提出のあった、平成17年度包括外部監査の結果に関する報告及び監査結果に関する報告に添えて提出する意見に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

下水道事業等について

2 措置の内容等

事 項	監査結果(要旨)	措置の内容
I 流域下水道事業費特別会計の収支の状況	6 企業会計方式導入の必要性(意見) 下水道事業の経営状況や財政状態等の下水道事業の経営内容を分かりやすい形で積極的に情報開示していくため、県の流域下水道事業においても企業会計方式を導入し、減価償却費を含めた維持管理費用発生状況や、資産及び負債といったストック情報を明示していくことが、今後の健全経営及び適正な受益者負担を実現していくための基礎を提供することに繋がると考えられる。	公営企業会計の導入については、法律上任意であり、導入については多大な労力と多額の経費がかかることから当面は困難である。 今後は、国の動向や他県の状況を見ながら引き続き検討していく。
II 固定資産関係	1 未利用地の有効利用の検討(指摘) エ 犀川安曇野流域 汚泥の発生量がまだ少なく、有効利用施設もどのような施設を予定しているか等具体の検討はされていない。緑地帯としての予定地も特に具体的な計画の進行はない。	現在は、施設増設工場の工事用ヤード(残土仮置き場、工事用資材置き場等)として活用している。 当面の有効活用方法として災害時の緊急資材置き場等としての活用について県と市等関係機関と連携して検討を進めていく。 また、平成20年度以降、汚泥の処分について総合的な検討を進める中で有効利用施設についての検討も進めていく。

2 固定資産の管理状況について(意見)

設備について、管理台帳の備え付けが規定されているにもかかわらず、現状では台帳は作成されておらず、県費で購入した固定資産の把握がすみやかにできない状態である。個々の設備の完成図書については適切に保管されており、完成図書により取得時の状況は把握できるが、県は規程に基づき、自らの財産である設備の維持管理を適切に行うため、管理システム等により固定資産の管理台帳を早急に作成すべきである。

平成18年度から管理システムを利用する担当で組織する管理システム利用ワーキングチームを設立し、システムの有効利用を図るための検討を行っている。
 管理台帳の作成については、完全な形で残っていない資料もあるので時間を要するが、管理システムへのデータ入力を進めていく。

III 流域下水道管理システム

3 (1) 現状の利用機能と管理システム全体の機能(指摘)

管理システムの開発計画は8年にも及び、通常のソフトウェアの償却期間から考えると開発計画期間は長く、機能的に陳腐化しているものもある状況と考えられる。
 管理システム全体機能のうち、現状で有効に活用されている機能は幹線管渠情報と水質試験情報のみである。

システム化の必要性が高い項目を絞り、システムのスリム化を図ることとした。
 データ入力を進めるとともに、機能の改良等が必要な場合は管理システム利用ワーキングチームで検討することとする。

3 (2) データ入力状況(指摘)

現時点における各機能のデータ入力状況をみると、約半分の項目について、入力が完了しておらず、有効に利用できない状況ではない。入力作業中のものについての作業自体も数年前から滞っているものもあり、管理システムが有効利用される条件が備わっていない。

管理システム利用ワーキングチームで検討したシステム化の必要性が高い項目について、平成20年度からデータ入力を進める。

4 (3) 今後の有効利用の検討について(意見)

現状の管理システム運用体制は、現地の建設事務所と公社の現地事務所が入力済みのデータを活用している。利用されている

管理システム利用ワーキングチームで検討したシステム化の必要性が高い項目について、平成20年度からデータ入力を進める。運用体制について

		<p>情報は、接続率・水洗化率・幹線管渠情報・水質試験情報であり、施設管理等その他の情報については、データ入力未了である。詳細の運用状況や将来の連携構想が明らかにされていないため、今後の構想を明確にした運用体制の整備、及びデータ入力作業計画を立案して有効利用することが必要である。</p>	<p>ては、必要に応じて見直しを行い、早期に整備する。</p>	<p>4 日本下水道事業団の管理諸費率の管理について (意見)</p>	<p>トとして把握すべきであり、このためにも企業会計方式を採用すべきである。</p> <p>管理諸費率については、今後は、各流域の実績比率を算定して不公平な諸費率になっていないか等を継続的に確認するようにすべきである。確認の結果、流域ごとに異常な比率が算定された場合は、日本下水道事業団へその理由を確認のうえ、適正な諸費率であることを県より確認することも必要と考える。</p>	<p>各流域の管理諸費率について、実績比率に応じた負担となっているか、県において確認することとした。</p> <p>平成19年度末から各流域の実績比率を算定して、実績比率に応じた管理諸費率になっているか確認を行うこととした。</p>
<p>IV その他流域下水道事業について</p>	<p>2 退職給与 (意見)</p>	<p>退職金負担額については、退職金支払時のみ会計処理が行われ、本来発生している将来の退職給与負担分が把握されていないが、流域下水道に係るコス</p>	<p>他県の公営企業会計導入の検討状況等を調査している。</p> <p>公営企業会計導入時に合わせ、将来の退職給与負担分についても把握するよう検討する。</p>	<p>監査委員事務局</p>		

公告

平成20年4月21日において委嘱している長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等は次のとおりです。

平成20年5月1日

長野県労働委員会会長 渡 邊 裕

長野県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	現 職	主 要 経 歴
渡 邊 裕	長野県労働委員会会長 信州大学経済学部長	信州大学経済学部教授
土 屋 準	長野県労働委員会会長代理 弁護士	
中 村 田 鶴 子	長野県労働委員会委員 弁護士	
林 一 樹	長野県労働委員会委員 弁護士	
松 岡 英 子	長野県労働委員会委員 信州大学教育学部教授	信州大学教育学部助教授
近 藤 光	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会会長	J P U 長野県連絡協議会議長
斎 藤 茂	長野県労働委員会委員 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地域協議会事務局次長	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長野地域協議会事務局次長
矢 口 保 子	長野県労働委員会委員 長野県医療労働組合連合会副執行委員長	長野赤十字病院労働組合委員長
奥 原 一 由	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	J A M 甲信委員長

高橋 精一	長野県労働委員会委員 日本労働組合総連合会長野県連合会執行委員	自治労長野県本部副委員長
星沢 哲也	長野県労働委員会委員 東京法令出版(株)代表取締役社長	東京法令出版(株)専務代表取締役
佐藤 穂	長野県労働委員会委員 (社)長野県経営者協会常務理事	(社)長野県経営者協会事務局長
檜山 高士	長野県労働委員会委員 (株)檜山商店代表取締役社長	エムケーカシヤマ(株)代表取締役社長
岩原 徹	長野県労働委員会委員 (株)日邦バルブ代表取締役社長	(株)日邦バルブ取締役社長
小口 武男	長野県労働委員会委員 高島産業(株)代表取締役社長	高島産業(株)代表取締役副社長
佐藤 守賢	長野県企画部人権・男女共同参画課長	長野県松塩水道用水管理事務所長
駒村 明美	長野県男女共同参画センター所長	長野県上田高等学校企画幹兼事務長
小山 新一	長野県東信労政事務所長	長野県会計局会計課企画幹兼課長補佐
三石 真	長野県南信労政事務所長	長野県諏訪地方事務所副所長兼諏訪湖事務所次長
小倉 康男	長野県中信労政事務所長	長野県木曾地方事務所副所長
早川 良一	長野県北信労政事務所長	長野県長野建設事務所次長
田野尻 正	長野県労働委員会事務局長	長野県松本地方事務所長
小山 博司	長野県労働委員会事務局調整総務課長	長野県企画局情報政策課統計室長
宮澤 保夫	長野県労働委員会事務局審査課長	長野県総務部税務課主任企画員兼税務電算係長

労働委員会事務局